

ID: 796

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 (特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第99条の8 5 第99条の3第3項の規定は第1項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第98条第1項及び第2項並びに第99条(第2項を除く。)の規定は第3項の場合について準用する。この場合において、第98条第2項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日